

記念講演

「日本の戦後補償裁判について」

五十嵐正博さん(神戸大学教授)

みなさんこんにちは、五十嵐です。私は金沢に住むようになりまして24年目になりますので、ここにいらっしゃる皆様にはあちこちでお会いしていると思います。この七尾の裁判については残念ながら直接関わることはできずにおりましたが、最終的に私の意見書が裁判所に提出されました。私事で恐縮ですが、私の連れあいの会社(石川テレビ)が角三さんにお世話になり(七尾裁判に関する)番組を作りました。

私が戦後補償裁判に関わることになりましたのはまったくの偶然でして、今から12年くらい前、文部省の科学研究費というのがありまして、たまたま日韓の何か、あるいは在日韓国・朝鮮人の人権の問題について科学研究費を申請しようということになりました。今は早稲田大学におります行政法の岡田さんと労働法の名古さんが中心となって申請書を書きました。その研究会は当時金沢大学の法学部の何人かのメンバーが中心でした。憲法の鴨野さんが韓国の池明観さんと知り合いであったということもありまして、日韓の共同研究としてやろうということになりました。こうした申請はほとんどの場合、不採用になるのですが幸いにも採用されまして、96年から99年までの4年間にわたってかなりの科学研究費を受けることができました。金沢で2回研究会を行ないましたし、韓国でも2回の研究会や、実際に「慰安婦」の方々にもお会いしインタビューする機会をもちました。私自身は当時あまり真面目に取り組むことを考えていなかったのです。

というのは私が国際法の専門にしてきたことは、植民地の独立の問題でして、特に人口の少ない植民地の独立の問題を扱ってきました。話はそれますが、現在国連加盟国192のうち人口100万人以下の国が50近くあります。石川県より小さい国が世界の4分の1以上ある。人口数万人という国がいくつもあるくらいです。そうした研究をしてきましたので、一般的には日本の戦争責任について関心はありましたが、特にそれについて学問的にどう思うかということほとんど考えていませんでした。共同研究を始めてしばらくして、ドイツに留学した名古さんから「ある裁判で国際法の意見書を出してほしい。意見書を書く人を探してほしい。国際法で適当な人を探してほしい。」という手紙が来ました。当然、戦後補償の問題ということで、特に人権の問題を専門にしている何人かにあたりました。戦後補償問題について最も熱心に取り組んで来られたのが神奈川大学の阿部浩己さんで、ほかには当時日本には誰もいなかったと思います。そこで彼にお願いしようと思ったら、ちょうどカナダに留学する直前で時間がないということで、他に何人かあつたのですが皆さん忙しくて辞退されました。とうとう誰も見つからなかったので、仕方なしにじゃあ私がやりましょうということになりました。それで宋神道さん(現在仙台近くに住んでいらっしゃいますが、元々朝鮮半島から中国に連れて行かれて「慰安婦」にさせられた女性)の裁判に加わることになりました。その裁判を担当されていた弁護士さんたちは、福島瑞穂さん、金敬得さん、藍谷さん、あと女性の方が何人かいらして、頼まれると断るのが苦手なものですから、それではお引き受けしましょうということで、約半年かかったと思いますが意見書を提出しました。初歩から勉強を始めたわけですが、アジア・太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求訴訟(最初に「慰安婦」であったと名乗りでた金学順さんたちが提起した訴訟)で阿部さんが意見書を出していましたので、それが非常に参考にはなりました。しかし、後でお話をいたします奴隷禁止諸条約とか婦人売買禁止に関する諸条約、強制労働条約など戦後補償に関わる条約の研究がほとんどないということに気がつきました。どういった経緯でこうした条約ができたのか、それぞれの条文がどういう意味をもつのかということを手探りで勉強しました。その科学研究費を得て、研究成果というのがここにあります『日韓の相互理

解と戦後補償』で池先生にも編者に加わっていただき、岡田さんと名古屋さんと私が編者で出版することができました。これがきっかけとなって、それ以降戦後補償裁判に関わることになったわけです。

まず、戦後補償裁判とは何かということですが、特に定義があるわけではありません。いろんな裁判があります。裁判によっては戦後補償裁判と一緒にくくってくれるなどという場合もあります。一緒にされると不利だということもあるのです。一般的には第2次大戦、アジア・太平洋戦争のときにさまざまな加害行為が行なわれたわけですし、その被害者の



人たちが戦後、補償を求めて起こした裁判、というように捉えていいと思います。さまざまなケースがあると申しましたが、つまり問題となるのは、たとえば遺棄毒ガスの話ですと、毒ガスが中甸に埋められたのは戦争中であるわけですが、その被害が実際に出たのはずっと後のことで、そういうものを戦後補償裁判に入れていいのかどうかということもあります。あるいは原爆の被害者の場合、原爆について補償法ができてはいるわけですが、その補償について日本人と外国人が差別されるということから提起される裁判もあるわけです。

戦後補償裁判については広く捉えたいと思います。では戦後補償裁判はいつごろから出てきたのかということですが、私が調べた限りは、初期のものとしては1952年に戦傷病者戦没者遺族等援護法というものが成立したしまして、その成立を受けて在日韓国人の傷痍軍人会が結成されて、やがて障害年金の支給を求める裁判につながっていきます。また、朝鮮総連を中心とする朝鮮人強制連行真相調査団が出来て、70年代初めから沖縄、北海道、九州などで強制連行の調査を開始しています。さらに70年代半ばより、田中宏さんとか東京大学の大沼さんとかがさまざまな運動をしてきました。つい最近大沼さんが中公新書から『慰安婦問題とは何だったのか』という過去完了形の本を出しました。どう評価しているのか難しいところですが、大沼さんはアジア女性基金を作った中心人物です。確かに大沼さんたちが何とかしようということ、村山内閣のもとでとにかくあそこまでできたということは評価してもいいでしょう。もちろん批判があるし、韓国側からは特に挺身隊問題対策協議会などから大きな批判があって、お金をもらいたいけれどももらったら非難されるからもらえなくなったという人もあったと思います。大沼さんは「戦後補償裁判については最初から難しいと思った。勝てる見込みがないわけではないけれども非常に難しいと思った。」と書いていますが、その理由は全く書いていません。彼の結論は「戦後補償裁判に関わった人たち一阿部さん、青山学院大学のシンヘボンさん、私などでしょう。一は被害者の方々に、ほとんど勝てる見込みがないのに裁判をやれば勝てるという夢を与えた、幻想を抱かせた。」と書いています。あとで大沼さんに会ったら「それはおかしいじゃないか」と言ってやろうと思っています。そして、89年の段階で戦後補償問題研究会というのが金敬得弁護士、国際法では金東勲先生らによって結成されました。この研究会は戦争犠牲を強制しておきながら、その補償では排除するという理不尽を座視することはできない、とまず言います。それから国籍の壁の問題、特に先ほどの障害年金の支給等、そして歴史認識の問題をあげています。この研究会は『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』という本を1992年に明石書店から出版しました。この本は強制連行・強制労働の問題が中心で、「慰安婦」問題については当時資料に乏しくて、まだほとんどその実態は明らかにされていない、と述べられています。90年になると社会党(当時)の竹村さんや本岡さんとかが国会で質問をしましたが、政府の答弁はほとんど「知らぬ、存ぜぬ。」「多分、調査しても分からないでしょう。」といういい加減なものでした。90年代の初めはわが国においても「慰安婦」問題で金学順さんが名乗り出ることによって社会問題になるわけです。同時にユーゴやルワンダで多くのレイプ事件が起こり、国際的に女性に対する暴力、性暴力の問題が注目を集めるようになりました。そして国連においてこうした問題を取り上げ

る、特に人権委員会で取り上げるということになってくるわけです。わが国においては金学順さんたちの提訴がきっかけになりまして、91年12月以後、堰を切ったように戦後補償裁判が提起されるようになります。これまで約100件が提起されています。

本日お配りしたレジュメは、七尾の裁判の私の意見書の中身を抜き出したものですが、最初にお話するのは、個人の損害賠償請求権についてです。戦争に絡んで、戦場ばかりでなく強制連行、強制労働など、個人がさまざまな形で被害を受けることになるわけです。そこで被害を受けた個人が加害者一国、企業など一に対して個人として損害賠償を求める権利が国際法上あるのかないのかということが問題となります。まず国際法における重大な人権侵害ないしユス・コーゲンス（強行規範）というのは、国際法上逸脱することが許されないものということで、国内法における公序良俗と同じようなものと考えていいでしょう。契約自由とは言っても、してはならない契約というのがあるわけです。国際法上、国と国との間でしてはいけない約束があり得るというものです。考え方としては以前からもありましたが、国際法上定着してくるのは第2次大戦以降のことです。

具体的にどういう話かと言いますと、たとえば日本とアメリカが北朝鮮を侵略しようという条約を結ぶようなことは許されないものであり、そうした条約は無効であるという考え方です。あるいは国家間でジェノサイド、ある民族や少数者を皆殺しにしようという約束をしてはいけない、アパルトヘイトであるとか、奴隷にするといった内容の約束を国はしてはいけない。もしも国がそうした約束をした場合は無効であるという考え方です。

もう一つは重大な人権侵害、具体的にはジェノサイドであるとか、アパルトヘイトであるとか、非自発的な失踪（政府に反対する人たちが知らない間に連れ去られて消されてしまった）などを単なる人権侵害ではなく重大な人権侵害と位置づけています。こうした重大な人権侵害をした国とかユス・コーゲンスに違反した行為については、その国の責任を問うことが国際法上主張されるようになり、それは単に主張だけではなく、実際にそうした行為をした場合には、加害国には救済の義務がある、逆に被害者は救済を求める権利があると主張され、少しずつではありますが条約の中で確認されるようになってきました。特に強制連行、強制労働、「慰安婦」に関わるものとして、奴隷禁止諸条約、婦人売買禁止に関する諸条約、強制労働条約があります。実際にこうした条約が戦後補償裁判の中で主張されてきたわけです。特に七尾の裁判の場合は強制連行、強制労働ですから、ここでは特に強制労働条約についてお話します。

その前に、奴隷禁止諸条約、と「諸」条約と書いてありますが、一つの条約ではなく、いくつかの条約があります。広い意味での人権、その中核である奴隷を禁止するようになるのは19世紀の初めからです。条約としては19世紀中ごろに奴隷を禁止する条約が作られるようになりました。どうして条約にする必要があったかと言いますと、もともとはイギリス、スペイン、ポルトガルなど西洋の国々がアフリカへ船で行って人々を捕まえ、奴隷にして船に積み込んで大西洋を渡ってアメリカへ行く。それを取り締まる必要がある。奴隷を積んでいる船を臨検捜査する必要がある。たとえばイギリスの船が奴隷を積んでいるらしいとき、イギリスの官憲が臨検して処罰することは可能ですが、フランスの船がイギリスの船を臨検することは国際法上できないわけです。したがって奴隷を禁止するためには各国が奴隷を積んでいる船については、他の国の船であっても止めて調べることが

できるということを事前に約束しておくことが必要です。それで奴隷を禁止する条約が作られるようになったわけです。

次に婦人売買禁止に関する諸条約については、20世紀の初めに中東欧諸国の女性が西欧に売られることが社会問題になっていました。そこで白人の女性についての売買を禁止する条約がまず作られ、その後、白人だけでなくすべての女性の売買



を禁止するという条約が作られるようになったのです。特に「慰安婦」裁判においては重要な条約です。

強制労働条約はILOの中で採択されたものです。それ以前から、1922年に国際連盟において奴隷問題が提起されたとき、奴隷の問題と密接に関連するものとして強制労働の問題が取り上げられました。その結果、まず奴隷条約が採択されて、引き続いて強制労働条約に結びつくことになりました。

強制労働条約は非常に明白な条文を持っていて、強制労働とは何かという定義から始まり、さまざまなことが規定されています。日本政府、企業は、強制労働条約にさまざまな点で違反しています。たとえば、「強制労働」は、強制的連行にせよ、欺罔による連行にせよ、任意に申し出たものではない一切の労務に該当し、労働を拒否すれば処罰または実質的処罰を受けることが確実でした。また、「公共事業」の遂行のために使用される強制労働も、漸次廃止されなければならないが、経過期間においても、その労務が、「労働者ノ其ノ平常ノ居所」からの移転を伴うものであってはならないと規定していて、本件「強制労働」は「公共事業」に該当しないことはもちろん、その平常の居所からの移転を伴っていた点でも違法です。まさにいつも住んでいるところから「強制連行」されたわけですから、特に強制連行・強制労働裁判で被害者側から援用されるのは賃金の問題です。非常に明確な規定があります。つまり、条約の中には一切の強制労働に対しては「類似の業務について通常行われる率よりも低くない現金をもって報酬が与えられなければならない」と書いてあります。多くの場合には賃金らしいものは払っていないわけですから、この点だけでも明らかに強制労働条約違反であるといえるわけです。

戦後補償裁判の初期、というのは個人の請求権放棄ということが問題になる以前のことで、戦後補償裁判での争点というのは国家無答責であるとか除斥期間であるとかが主たるものでした。そのために国際法をいかにしてこの裁判の中で使うことができるのかという点が私たちにとっては大きな作業でした。私たちの主張は、阿部さんもシンさんも私も、日本国憲法 98 条 2 項によれば日本が批准した条約や確立した国際慣習については誠実に順守しますという規定がある。したがって、たとえば強制労働条約の場合、日本はこの条約に入っていますから、日本としては、平常の居所から動かすことをしてはいけないと約束している。あるいは、同じ仕事、類似の仕事でもらう賃金より以上の賃金を現金で与えると約束している。その約束に違反しているのだから、当然違反については国、企業は責任を取りなさい、損害を賠償しなければならない、というのが私たちの主張だったわけです。ところが国、企業の主張や多くの判決は「国際法というのは主として国と国との約束である。個人が損害賠償を国際法に基づいて請求できるのは、たとえば条約の中に個人が国際法に基づいて請求する権利が認められている、極めて例外的な場合にのみ可能である。」と述べている。何が言いたいのかというと、現在、ハーグに国際司法裁判所というのがありますが、ここに訴えることができるのは国だけです。ですから日本の戦後補償裁判に関して、個人が日本政府を相手取って国際司法裁判所に訴えることはできません。これはその通りなのです。ヨーロッパにはヨーロッパ人権裁判所という国際的な裁判所がある。この場合はヨーロッパの多くの国が入っているヨーロッパ人権条約で、人権侵害を受けた個人が最終的にはそこへ訴えることが認められている。それはその通りなのです。われわれが主張しているのはそのようなことではなく、この戦後補償裁判は、あくまでも日本の裁判所に訴えているのだということです。確かに国際的な裁判所には訴えられません。しかし、日本は条約をちゃんと守りますと言っているのだから、これまで政府や企業、多くの判決が言ってきたことは極めておかしいのです。条約でちゃんと守るといいながら、でも救済はされえませぬというのは余りにおかしいですよ。ところが、やがて除斥期間であるとか国家無答責、安全配慮義務について、国や企業の責任を認める判決が地裁あるいは高裁の段階で少しずつ出るようになってきました。そこで政府、企業は最後の拠り所として請求権放棄という問題を持ち出してきたわけです。



国連における国際人権法・国際人道法の発展と個人の損害賠償請求権というところで、先ほど話したのですが、特に国連の人権委員会で、現在は人権理事会と名前を変えましたが、永年にわたって重大な国際人権法、国際人道法違反の被害者が救済および補償を受ける権利に関する基本原則およびガイドラインについて検討してきました。この中では誰が見てもとんでもないことをされた被害者については、当然補償を受ける権利がある

ということを確認しています。またその中で時効は適用されてはならないということが言われている。ただし、まだ条約ではないので、現段階では基本原則あるいは指針ということですので、残念ながらまだ法的拘束はありません。しかし国連の中でこうした考え方が多数になってきた。以前は、国家は知らん顔をしてもいいと当然のように思われていたわけで、こうした考え方が国連の中で多数になってきたということは非常に重要な進歩であるといえます。個人の損害賠償請求権について、どういう状況下であつてもしてはならないことをした、国あるいは企業が行なった強制労働はまさに絶対にしてはいけないことをしたわけで、そうした場合には、その被害者は損害賠償を請求する権利があるという考え方が定着しつつあるという段階です。

七尾や現在多くの係属中の戦後補償裁判というのは、不二越第二次訴訟など韓国関係もありますが、多くは中国関係です。中国関係の戦後補償裁判において、最後に問題となるのが「請求権放棄」の問題です。日華平和条約、日中共同声明5項で個人の請求権が放棄されたのかどうか最大の争点でありまして、ご承知のように最高裁はまったく政治的な判決を下しました。私はこの問題について今年の『世界』4月号に書きました。私が最近最も衝撃的だったことの一つは、神戸大学の大学院で国際法を勉強したいということで入ってきた学生がいて、話をよく聞くと実は朝鮮半島の問題に興味があると言うので、「『世界』には朝鮮半島に関する記事が毎号載っているけど知っているか」と聞いたら、「はあっ」と、『世界』という雑誌があるということも知らないということで大ショックでした。

それはさておき、今年1月に最高裁から西松建設訴訟の弁論を開くとの通知が出て、すぐに東京で中国関係の弁護団で岩波に掛け合つて、特集号を出してくれることになったのです。岩波もすぐに特集号を出す必要があると考えていました。私は東京で何度か勉強会をして、一度は上屋公献、高木喜孝、高橋融、足立修一のみなさんと一緒に勉強会をしたことがあります。私に依頼されたのは西松事件についてどのように考えたらいいのかということでした。これまで最高裁の判決あるいは決定が約40件ありますが、西松判決が出る以前においては、最高裁は日華平和条約、日中共同声明のいずれかで中国「国民」の請求権が放棄されたのか否かについての判断はしてきませんでした。そこで西松の判決がどうなるのかということが注目されたわけです。これまでも地裁、高裁の段階で日華平和条約、日中共同声明が争点となったのはいくつもあります。関係条文としてサンフランシスコ平和条約14条(b)、日華平和条約11条、日中共同声明5項です。西松事件判決広島高裁判決は、会社側の主張をすべて斥けました。広島高裁は、「①日中共同声明5項は、サンフランシスコ平和条約14条(b)の規定と明らかに異なり、中国『国民』が請求権を放棄するとは明示されておらず、中華人民共和国政府が放棄するとしたのは『戦争賠償の請求』のみである。②国民の請求権は国民固有の権利であつて、国家はこれを放棄しえない。③銭其琛外交部長の発言『日中共同声明で放棄したのは国家間の賠償であつて、個人の賠償は含まれず、補償請求は国民の権利であり、政府は干渉すべきでない』などを根拠に、中国高官の発言が一致しているわけではない。」として個人の損害賠償の請求権を認めたわけです。政府、企業は、「日中間の戦争状態というのは日華平和条約で

すべて解決された。なぜなら戦争の処理というのは1回限りのことであるからだ。それが国際法上常識である」と主張してきました。ところが日華平和条約を締結するときにはサンフランシスコ平和条約との密接な関係がありました。第2次大戦後の日本のあり方がすべてアメリカの言いなりにならざるを得ないという枠組は今も続いているわけです。日華平和条約については、一般に、吉田茂は非常に抵抗したと言われています。すでに中華人民共和国政府が誕生していて、イギリスなどかなりの国は中華人民共和国政府を承認していました。アメリカは台湾を承認しており、結局、台湾、北京いずれの政府もサンフランシスコ会議には招請されませんでした。アメリカとしては台湾と日本を何とか結びつけさせようということで、ダレスが吉田茂に圧力をかけるわけです。ところが吉田としては、台湾は台湾とその近くのごく一部しか実効支配していないわけですから、やがては中華人民共和国政府との友好、仲直りを考えなければならないと思っていた。しかしダレスはとにかく台湾と平和条約を結べと言う。そこで吉田はダレス宛てに書簡を出します。その書簡では「台湾すなわち中華民国と平和条約を結びましょう。しかし日本と中華民国との間の条約というのは、条約の適用範囲は中華民国の支配下に現にあり、または今後入るすべての領域に限られる。」という制限を付した。条約の適用範囲であるとか限定条約とか言われますが、吉田が考えたのは、台湾が現に支配し、台湾としてはやがて中国全土を支配したいという願望があるので、「今後」と入れておけば台湾政府のメンツも立てられるのではないかと。

ところが衝撃的な判決が2005年に東京高裁の中国人「慰安婦」第2次訴訟で初めて出されました。日本と中国の間の請求権問題は日華平和条約ですべて決着した、というのです。驚くべき判決でした。こうして、請求権放棄の問題については、西松事件に際して、まず東京高裁判決を批判する必要に迫られたわけです。つまり日華平和条約は中国大陸には一切関係がないという主張をまずする必要がありました。ちょうど1年ぐらい前だったか、中国関係の弁護団の会議が福岡であって、日華平和条約についてのいろいろの論文を調べてみたら、日華平和条約が適用されるのは台湾だけであって中国大陸のほうには一切関係がないという学説ばかりでした。私より一世代、二世代前の国際法の研究者は関西の方が国に批判的なことを言う人がたくさんいるのですが、東京のほう、特に東京大学の国際法の教授は政府を批判するようなことはほとんど言っていないのではないかという偏見を持っていたのですが、実はそうではありませんでした。高野雄一、寺沢一の2人の東大教授は日華平和条約を痛烈に批判する論文を書いているのを知り、あらためて私の認識が間違っていると思った次第です。非常に説得的でどう考えても中国大陸に適用されるはずがないと論証していました。そうしたものを書き連ねて意見書を補ったわけです。日華平和条約をどう考えても適用できない、われわれの勝ちだと確信したわけです。しかし問題は日中共同声明でどうなるのか、われわれとしては日中共同声明でも中国政府としては請求権を放棄するけれども、中国国民の請求権は一切関係ないということを主張する必要がある。日中共同声明5項では「中華人民共和国政府は、日中両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する。」という規定で「国民」という言葉は一切使っていません。先ほどの広島高裁の判決もそうですし、そもそも国家は個人の請求権を放棄することはできないなど、当方の主張を展開しました。われわれは中国政府の認識はどうなのかということが最も大きな争点であると考えていました。日本政府や企業は、「中国政府も日本と同じ認識」だと主張してきましたので、われわれは、「いや中国政府の考え方はそうではない」と主張しました。広島高裁判決が認めたように、実際に中国政府はいろいろなところで「中国政府は確かに請求権を放棄したが、中国国民の請求権については関係ありません。日中共同声明とは関係ありません。」と述べ、在日中国大使館のホームページ上でも「遺留問題」として載せていました。中国政府の考え方は日本政府や企業の考え方とは違うのです。最高裁はそこをちゃんと精査して下さい、という意見書を書きました。ところが最高裁はそうした中国側の認識については完全に無視しました。

最高裁は、さすがに日華平和条約は適用されないとしました。しかし、日中共同声明5項を根拠

にして、しかも根拠にする際にサンフランシスコ平和条約の「枠組み」がそのまま日中共同声明の中に取り入れられているのだという考え方を示しました。裁判所や政府が言う、サンフランシスコ平和条約の「枠組み」というのは、国民の請求権もすべて放棄されているというものです。日華平和条約はサンフランシスコ平和条約と同じであり、日中共同声明においてもサンフランシスコ平和条約の枠組みが踏襲されており、したがって中国国民の請求権も放棄されたという判決でした。これにつきましては『法学セミナー』7月号で「サンフランシスコ平和条約の枠組み」と「条約と第三国」などいくつかの点について批判しました。まったくおかしいのはサンフランシスコ平和条約は、中国とはまったく関係がないわけです。中国はサンフランシスコ条約にとっては単なる第三者でしかないのです。

たとえば、私と岩淵さん(当弁護団長)が約束したことを、まったく関係のない山口さん(当弁護団)も拘束するのだという、まったくメチャクチャな理屈です。私の周りの国際法をやっている人たち、大先生も含めて、一番びっくりしたことの一つは「主権国家は、戦争の終結に伴う講和条約の締結に際し、対人主権に基づき、個人の請求権を含む請求権の処理を行い得る」と最高裁が言ったことです。かつて金沢大学にもいらしたことがある、関西大学の藤田久一先生(元東大教授で、日本の国際法の最も優れた民主的な国際法学者)は、これを見て「日本はまだ絶対王制の国であるのか」と思ったというのです。もしも、国は未だに国民の命までも含めて何でもできる、生殺与奪の権利を持っているのだということを最高裁が言いたいのだとすれば、対人主権という非常に恐ろしいことを最高裁は言ったものです。最高裁の判決を少なくとも論理的に見ると穴だらけです。法律的な判決ではなく、まさに政治的な判決です。西松判決などと前後して、中華民国と中華人民共和国との間の光華寮事件という、京都の留学生の宿舎をめぐる裁判がありました。これについては、これまで中華民国側が勝ってきたのです。それを光華寮事件については中華人民共和国政府に花を持たせて、戦後補償については負けさせる、そこで手を打とうというまさに政治的な意図があからさまな判決です。日本政府としては、中華人民共和国政府が何かケチはつけるだろうけれども、政治問題化するつもりはないと見越しているわけです。そうした見通しもあって、これからどうしたらいいかということですが、まさに七尾の裁判でも他にもこれまでの手続きを粛々と進めていくことでしょう。もう一つ、まったく別次元の話ですが、今度の土曜日に京都で中国関係の裁判の研究会をするのですが、そこでは、中国の国際法の学者や弁護士たちと共同でシンポジウムをするという話があるそうです。戦後補償裁判をできるだけ多くの方々に知っていただき、支援していただくことが、国、企業、裁判所を動かすためにどうしても必要ですので、そうした運動の一環という意味もあり、もちろん理論的にも最高裁の判決を批判していくことは必要ですが、かなり大掛かりなものにしたいと考えています。中国側も乗り気になっており、多分中国政府もある程度までは支援するのではないかとの希望的観測があります。

以上で私の話を終わります。ありがとうございました。
